

大分県森林資源情報管理取扱要領

令和 3年 3月16日改訂
大分県農林水産部林務管理課

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県が地域森林計画の作成等によって所有した森林資源情報の適正な管理に資することを目的とし、その管理取扱については、森林法(昭和26年6月26日法律第249号)、測量法(昭和24年6月3日法律第188号)、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」(12林野計第154号)、大分県情報公開条例(平成12年12月22日大分県条例第47号)及び大分県個人情報保護条例(平成13年12月25日大分県条例第45号)に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(森林資源情報の概要)

第2条 森林資源情報とは、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資することを目的として、大分県が保管している下表のものとし、管理責任者は同表のとおりとする。

- 2 森林資源情報の交付・閲覧を希望する者は、種類に応じて下表の提出先に申請を行うこととする。
- 3 各振興局で交付・閲覧ができる森林資源情報は、管轄区域内とする。ただし、管内に住所を置く申請者に限り、全県下の森林資源情報の交付・閲覧を可能とすることとする。

| No. | 森林資源情報 | | 申請書 | | 管理責任者 |
|-----|-----------|--------------|----------|-----------------|--|
| | 種類 | 形式 | 種類 | 提出先 | |
| 1 | 森林基本図 ※1 | 写し(紙) データ | 交付 閲覧 | 林務管理課長 各振興局長 | 林務管理課長 各振興局長(No. 1~4) 各市町村長(No. 1~3)※4 |
| 2 | 森林計画図 ※1 | | | | |
| 3 | 森林簿 | | | | |
| 4 | 正射写真図 ※2 | 写し(紙) データ | 交付 | 林務管理課長 | |
| 5 | 空中写真 ※2 | | | | |
| 6 | 空中写真関連データ | | | | |
| 7 | 測量成果 ※3 | | | | |
| 8 | その他データ ※3 | | | | |

※1 原本は印刷会社(大分市内)に寄託

※2 ネガフィルムは国土地理院に保管

※3 航空レーザ測量により作成した数値標高モデル(DEM)データで、大分県が著作権を有していないデータを含む

※4 大分県森林地図情報システムを利用する市町村

(森林資源情報の管理にあたっての基本的事項)

- 第3条 管理責任者は、森林資源情報をき損又は紛失しないよう、適切な管理をしなければならない。
- 2 管理責任者は、個人情報(森林簿に掲載されている森林所有者名及び地番等をいう。以下同じ。)がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をして森林資源情報の管理をしなければならない。
 - 3 管理責任者は、前2項に規定する森林資源情報の適切な管理を行う者(以下「管理者」という。)を定めなければならない。
 - 4 市町村において交付・閲覧事務を行う場合は、この要領と同様のものを作成し、森林資源情報の適切な管理に努めなければならない。

(個人情報に該当する森林資源情報の利用制限)

第4条 森林資源情報のうち個人情報に該当するもの(森林所有者の氏名及び住所が記載されているもの)については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り交付・閲覧ができるものとする。

- 一 森林所有者本人又は森林所有者から委任を受けた者が申請する場合
 - 二 大分県個人情報保護条例第7条第1項及び第2項の例外規定に該当する場合
 - 三 森林法第2条第2項の規定による森林所有者及び受託等により森林所有者に代わって森林の経営を行う者（以下「所有者等」という。）が、森林経営（施業）計画の作成のために、委任状又は承諾書をもって利用する場合
 - 四 大分県内に住所を置き、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項で認定された林業事業体及び林業者の組織する団体又は森林経営管理法第36条に定める民間事業者等（以下「林業事業体等」という。）で、森林経営（施業）計画の作成や施業地の集約化、伐採届の提出等林業経営に限って利用することが明白な場合
この場合、林業事業体等は、別に定める大分県森林資源情報取扱特記事項を遵守し、個人情報に関する厳正な保護・管理に努めなければならない。
 - 五 試験研究機関及びこれに類する機関で、当該機関の内部において利用する場合
 - 六 大分県又は大分県内の市町村の委託を受けて森林の管理を行う者が、委託業務に必要な範囲内で利用する場合
- 2 前項第4号の林業者の組織する団体等とは、次の各号に全て該当する場合とし、事前に林務管理課長に個人情報に該当する大分県森林地図情報利用事業体承認申請書（様式第1号）を提出し、承認を得た者でなければならない。
 - 一 大分県内に住所を置き、登記された法人、組合等の場合
 - 二 登記簿により素材生産活動や施業の集約化等林業に関する事業が確認できる場合
 - 三 県の森林計画事務に資する情報提供に積極的に協力できる場合
 - 四 過去に法令違反等がなく、森林法等関係法令を遵守できる場合
 - 五 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でない場合
 - 3 林務管理課長は、前項の規定により提出された個人情報に該当する大分県森林地図情報利用事業体承認申請書認を審査し、適当と認めるときは、個人情報に該当する大分県森林地図情報利用事業体承認通知書（様式第2号）により承認の通知をするものとする。
 - 4 取得した個人情報に該当する森林資源情報は、第三者に交付・閲覧してはならない。ただし、申請事業体の構成員が、森林経営（施業）計画の作成や施業地の集約化、伐採届の提出等林業経営に限って利用することが明白な場合は、閲覧のみ可能とする。この場合、事業体毎の森林資源情報管理取扱要領を定め、前第2項の利用事業体承認申請書に添付し、提出しなければならない。

（森林資源情報の閲覧）

第5条 森林資源情報（大分県が著作権を有し、かつ管理しているものに限る。データを複写機により出力したものを含む。以下同じ。）の閲覧を希望する者がある場合は、大分県森林資源情報閲覧簿（以下「閲覧簿」という。）（様式第3号）に必要事項を記載のうえ、管理者の承認を受け閲覧を許可するものとする。

ただし、閲覧希望の内容が森林所有者の住所、氏名のいずれかを含む場合にあっては、第4条の利用制限の範囲内で閲覧を許可することとする。

- 2 管理者は、森林簿及び森林計画図の閲覧にあたっては、申請者に対して様式第1号に閲覧に当たっての留意事項として記載のある「当該森林簿及び森林計画図は、地域森林計画樹立に係る民有林の資源情報を把握すること等の目的で、空中写真及び聞き取り調査等による間接調査法により作成したものであり、所有権、所有界、面積等土地及び立木竹に関する諸権利及び評価について証明するものではない。」旨をあらかじめ十分説明した上、申請書に記載された事項のみに関して閲覧させるものとする。

（森林資源情報の写しの交付）

第6条 森林資源情報の写し（複写機による簡易な複写（あい焼き等）をいう。以下同じ。）の交付を申請する者は、大分県森林資源情報（写）交付申請書（以下「写し交付申請書」という。）

（様式第4号）を、管理責任者に提出するものとする。なお、写し交付申請書が自署の場合、押印は不要とする。

- 2 管理者は、前項の規定により提出された写し交付申請書を審査し、適当と認めるときは、森林

資源情報の写しを交付するものとする。

ただし、写し交付申請書の内容が森林所有者の住所、氏名のいずれかを含む場合にあっては、第4条の利用制限の範囲内で交付を許可することとする。

- 3 管理者は、申請者に対して「当該森林簿及び森林計画図は、地域森林計画樹立に係る民有林の資源情報を把握すること等の目的で、空中写真及び聞き取り調査等による間接調査法により作成したものであり、所有権、所有界、面積等土地及び立木竹に関する諸権利及び評価について証明するものではない。」旨をあらかじめ十分説明した上、申請書に記載された事項のみに関して写しを交付することができる。また、交付する写しには追記事項（様式第5号）の内容を追記することとする。

（空中写真等の交付）

第7条 県が撮影した空中写真等の交付を申し込む者は、空中写真等交付申込書（様式第6号）を林務管理課長に提出するものとする。

- 2 各振興局長は、空中写真等交付申込書の提出を受けたときは、遅滞なく林務管理課長に経由するものとする。
- 3 林務管理課長は、前2項の規定により提出された空中写真等交付申込書を審査し、相当と認めるときは、遅滞なく林野庁森林整備部計画課長が管理委託する業者に空中写真等交付申込書を提出するものとする。

（森林基本図の複製）

第8条 森林基本図の複製の承認を申請する者は、「森林基本図の複製承認申請書（様式第7号。以下「複製承認申請書」という。）」を林務管理課長に提出するものとする。

- 2 林務管理課長は、前項の規定により提出された複製承認申請書を審査し、相当と認めるときは、「森林基本図の複製承認通知書（様式第8号）」により承認の通知をするものとする。
- 3 森林基本図の複製は、国又は地方公共団体等が公共の用に供する場合、又は大学等が試験研究を行う等林務管理課長が特に相当と認めた場合に限り、複製させることができる。
ただし、その複製がもっぱら営利を目的とするものと認められる場合は、承認してはならない。

（森林資源情報データの利用承認）

第9条 大分県が著作権を有する、又は許諾を得ている森林資源情報データの利用承認の申請をする者は、「森林資源情報データの利用承認申請書（様式第9号。以下「利用承認申請書」という。）」に別紙様式の誓約書（大分県森林資源情報データの利用承認申請用）を添付し林務管理課長に提出するものとする。なお、森林資源情報データを転貸する必要がある場合、申請者は転貸先からの誓約書を遅滞なく林務管理課長に提出するものとする。

- 2 林務管理課長は、前項の規定により提出された利用承認申請書を審査し、相当と認めるときは、「大分県森林資源情報データの利用承認通知（様式第10号）」により承認の通知をするものとする。
- 3 森林資源情報データの利用を承認できる場合は、利用目的が明らかであり、第4条の利用制限が担保される場合とする。また、データ販売等もっぱら営利を目的とするものと認められる場合は、承認してはならない。
- 4 測量成果については、大分県内で実施する森林施業に利用することが明らかな場合のみ承認できることとする。
- 5 森林資源情報データの利用期限は申請年度の年度末を限度とし、年度末を越えて利用する場合は、利用期間内に変更申請を行うこととする。なお、利用期間が過ぎた森林資源情報データについては、確実な方法で消去又は破棄することとする。
- 6 森林資源情報データの交付には未開封の光ディスク（CD-R等）又は未開封の外付けハードディスクドライブ等の媒体を用いるものとし、媒体については申請者の負担で準備することとする。なお、準備する媒体の種類については管理者と事前に協議することとする。
- 7 交付する森林資源情報データの種類、形式については、申請者と協議のうえ、林務管理課長が定めることとする。
- 8 交付した森林資源情報データが目的外に利用された場合や、大分県にデータの利用を許諾している者から当該データの利用の差し止めがあった場合、林務管理課長は、申請者及び転貸先

に対して、交付した森林資源情報データ及びそれから作成した成果品の利用を、利用期間内であっても停止・消去させることができるものとする。

(経費)

第10条 交付資料の作成等に要する経費は、大分県情報提供事務取扱要綱及び大分県情報センター等設置運営要綱によるものとする。ただし、市町村が交付する場合は、各市町村で定められたものによるものとする。なお、行政機関(国、県、市町村、独立行政法人)からの申請による場合は無償とする。又、県及び市町村が森林・林業業務に係る資料として添付を任意に要求する場合(伐採届の位置を詳しく確認したい場合の資料など)については、経費は徴収しない。ただし、林地開発等申請書類として要領等により添付が義務づけられている図面に利用する場合は、経費を徴収することとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年 2月 1日から施行する。
- 2 平成20年 9月 1日 一部改正
- 3 平成23年11月 8日 一部改正
- 4 平成24年 6月25日 一部改正
- 5 平成26年 3月25日 一部改正
- 6 平成27年 3月25日 一部改正
- 7 平成30年 8月16日 一部改正
- 8 平成31年 1月11日 一部改正
- 9 令和 元年 8月29日 一部改正
- 10 令和 2年 4月 1日 一部改正
- 11 令和 2年 6月 8日 一部改正
- 12 令和 3年 3月16日 一部改正